

いう計算ではじきまつかような数字になった、こういうことでございますから、すし詰め学級をさらに推し進めるならば、この数字は上回らないようになると思っております。

○高村委員 どうも理解できないのですが、先ほど私がお尋ねしたのは、この法律が完全実施になった場合に、定員数がこの基準よりも上回る県があるかないかということをお尋ねした。そういうところ、ただいま群馬県以下をお述べになった、私はそういうものがこの法律が完全実施になった場合には上回ることにならないのなら問題はないと思う。ところが今言われているのは、この法律を実施すると教員定数が上回って、これを少し減らさなければならぬのじゃないか、また地方で、減らすんじゃないか、そうなると思ふが起る、こういうことであると思ふのです。そういうことが起るものが前提になって問題になっておりますので、今局長のお話のごとくであればそういう心配は起きない、こうなるのですが、心配は起きないのですか。

○内閣府委員 この点が一番問題になると思ふ。実はこの四十六府県のうち、この基準をとりますと大体三十六、七の県は上るわけです。それに対して今申しました九つ程度の県は下るということになる。しかしこれは三十三年度の基準でございまして、その基準の前提としては、小学校のすし詰め学級を解消しないという前提が一つ、中学校のすし詰め学級は五千人増分を解消するという建前で、五十三まで解消するという前提でございまして、ですからこの前提を、今申しました余つておる府県は中学校のすし詰めを

さらに予定よりも国の基準よりは切り上げてやる、あるいは小学校のすし詰め学級もあわせて行うというように、積極的にすし詰め学級解消に御協力願いますならば、これは減らすことはございせん。

それからいま一つは、私どもの考え方としては、財政的には、従来は義務教育国庫負担は実績の半額負担でございまして、ですから府県が出せば、出しただけ国は精算で二分の一を見るという建前をとっておりまして、が、地方財政が非常に窮屈になって参りましたので、赤字県では首切り計画が行われておる。全国で大体十九県が赤字団体に指定されておまして、首切り計画が計画的に行われておる。そこでこれを防ぐために、国庫負担は従来通り実績の二分の一でございましてけれども、この定数ではじいたものを自治府の交付税の基準で、この定数を確保できるように、交付税を改正したわけでございまして、ですからこれによって従来のように教員数のアンバランスはなくなるわけでございまして。ただこの場合に従来はじいた計算と今度の改正ではじいた計算を比較した場合に、従来よりも減るようなことになっては相済みぬと思ふ。かりに減るようなことがありますが、これは特別交付税で必ず穴埋めをしましょう、財政的には従来よりも減らしませんという約束を、自治府と文部省は取りかわしておるわけでありまして、ですから財政的にはそういう御心配はございせん。それから今言った実質的にどうなるかというお尋ねにつきましては、これはすし詰め学級の解消をより促進していただきますれば、この点は解決で

きる、かように考えておるのであります。

○高村委員 私がお尋ねしたことよりも少し余分お話しになるものですが、から、問題が複雑になるわけですが、大体わかりました。

そこで三十三年度は、お話のごとく若干この基準よりも上回る県がある。それに対しては、河野委員の質問に対して、それを維持するような指導をしたという御答弁があったわけですが、それは了承いたしました。そこで国の方針として、こうした基準を設けるということ、大体教育水準を確保しようというところがねらいだと思ふ。そうなれば財政的に余裕のある県では、この基準よりもさらに上回った方針をとることが考えられるわけですが、そういう場合には、それに対しては、国家として予算を、つまり給与費の二分の一を負担していくということには変えない方針でいくのでありましようか、あるいはそうなると思ふとすれば、それは地方が非常にぜいたくをすれば、それに応じてふえるということになるのか、そういう点はどういうふうに考えたらいいか、伺っておきたい。

○内閣府委員 これは現行の国庫負担の建前では、実績の二分の一でございまして、地方がこの基準を上回つて出された場合には、上回った分の半分は確実に補助いたす考え方でございまして。

○高村委員 私もそうあるべきだと思ふのです。この基準というものは、大最低の水準を確保しようというねらいであると思ふ。それから、さらに学級編成の規模が、学童の数が低下していくということ望ましいことでけつこ

うだと思ひますが、そこでこの教員定数の確保について、この前もいろいろ議論があり、特に学校保健法の制定の際に養護教諭のことについてお話がございましたが、この法律を見ますと、事務職員や、養護教諭についての点は現在よりどういふように変つて参りますか、一つ要領を御説明いただきたいと思ひます。

○内閣府委員 今度のこの定数基準ではじいた場合に三十三年度を基準にとりました。と申しますのは、生徒の増減がございまして、ある年度を基準といたしませんと正確に出ませんので、三十三年度を基準にとりますと、養護教員で約三千人の増加を見込んでおるのであります。事務職員は約七百人を見込んでおるわけでありまして、これは増でございまして。

○高村委員 そこで養護教員は、府県負担の養護教員とそれから市町村で負担している養護教員があるわけですが、これは事務職員についても同じだと思ひます。その府県負担の養護教員や事務職員については国庫が二分の一を負担しているわけですが、市町村負担のものについては国庫は負担しておらぬと思ひます。今三千人ふやす、七百人ふやすといふますが、そういうものは今日はずでに市町村に置いておる。その中の一部を都道府県の職員に切りかえるという結果になるにすぎないのではないかと。また実際問題として、市町村負担の養護教員並びに事務職員といふものはどのくらいおるのか。それが今度の措置で、どのくらい解消と申しますか、府県に振りかわつていくのか、この点おわかりでありましたら一つ明らかにしてもらいたいと思ひます。

○内閣府委員 市町村負担の教員、養護教員、事務職員合せましてはば一万人というふうに推定されておるのであります。そのうち養護教員と事務職員につきましては、約四千七百程度が事務職員でございまして、それから養護教員は三千三百人です。これが市町村が持つておる分でありまして、そのほか残りが大体市町村が見ておる教員、これはいずれも法的には違法でございまして、都道府県の方に切りかえるのが原則でございまして、自治府と交渉してございまして。

○高村委員 一万人のうちで三千数百名というものが今回の措置でやみから表に出てくるという結果になるにすぎないのだと思ひますが、そうですか。

○内閣府委員 県によつていろいろ事情が違ひますが、私どもの基本的な考え方としては、今市町村が持つておる教員といふものを県費負担に上げていきたい、こういう気持ちでございまして。

○高村委員 上げていきたいというお気持ちを聞いておるのではなくて、この措置の結果、そのものが振りかえられることになるというふうに考えておられるのですか。あるいはそれはまた違つた格好になるわけですか。

○内閣府委員 これは各県の事情によつて多少違ふと思ひますけれども、定数基準のワクの中で定数に足りない県は積極的にふやされると思ひます。また定数を越えておるような場合には市町村の分を上げるといふことになると思ひますが、私どもとしては全国的な一つの基準をお示したわけでございまして。

○高村委員 いろいろこまかいことで

お伺いしたいこともありませんが、大體今度の法律が通りまして実施されますと、教年立てばお話のごとく中学校において小学校においても少し詰め学級が解消する。そうして先生の教も確保されるということに相なるわけで非常にあるかと思ひますが、先ほど問題といたしました今回の措置、この法律の成立によつて教員におきましても三十三年度において若干この基準よりも上回るところがある、そういう一た県を見ますと、必ずしもそれは余裕な県でないわけでは、そうなりますと、県会等では少し基準よりも上回るところはないかというところで整理をしたかどうかという問題が起る必然性があると思ひます。その前に文部省としては、この前お話を、そういうことにならぬような指導をしたというお話でございましたが、具体的にどういふ御指導をなさるおつもりであるか、またその御指導によつて効果があるか、その適切な指導ができるかどうか、その辺についてのお考えを伺つておきたいと存じます。

○内閣府委員 これは二つございまして、一つは財源措置の問題だと思ひます。ですから今度の改正によつて従来の方式ではじいたよりも財源が減るようなことのないように、かりに減るようなことがございすれば、特別交付税でその欠損を補ふというところが第一点でございます。

それから第二点は、結局この上回るといふことは、主として詰め学級の解消の程度によると思ひます。国の方で定めた基準よりもさらに促進していただければ、それだけ教員数

がよいに要るわけでございしますので、私ももとしましては、国の基準よりも進めたいのでありますが、教員の余つておる分は積極的に少し詰め学級の解消に回していただくように御努力を願うように、都道府県の教育委員会に強力な指導をして参りたいと思ひます。

○高村委員 大體わかりましたが、私はこの法律が成立いたしましたし、先ほど申し上げましたように、養護教諭とかあるいは事務職員等で、市町村の負担しているものがまだ数千名残ることになるのです。ういうものもこれは三十三年度においてそうだとお思いますので、これが漸次学級編制が進んで参つて、数年後に法律の最終の完全実施のような状態のものにおいては相当な差が出てくると思ひますが、先ほどお話をしたように、むしろこの形というものは違法であるというお話でございまして、この法律の実施とともに、そうした違法状態が解消するよう適切な指導を文部省としてしていただきたい、そういう希望を申し上げまして、私の質問を終わりたいと存じます。

○小牧委員 高村委員の質問に関連して若干お伺いをしたいと思ひます。今回政府の方から提案されましたこの法律案を読みますと、ただいま高村委員からもいろいろ御質問がありましたが、養護教諭と事務職員の問題についてはその内容が明瞭でないようでありまして、高村委員の質問に対して、三十三年度においては養護教諭三千人、事務職員七百人の増を見込んでおる、こういう御答弁があったようでありまして、ふえることについてはわれわれもとより賛成でございます。

けれども、この養護教諭と事務職員については、内藤さんも御承知の通り、明らかに別個に、学校教育法においてその必置制が規定されておるわけでありまして、ただし、たゞ書きを以てする、この間これを置かないことができる、というふうなことになるのである。今日まで養護教諭にいたしまして、事務職員にいたしましては、十分なる配置がなされておらない。従つて私は先般学校教育法の一部改正を提案をいたしました、提案理由の説明もいろいろ申し上げて今日に至つておるのであります。まず第一にお伺いしたいのは、私が出した法律案について御承知であるかどうかお伺いをいたします。

○内閣府委員 事務職員の法律でございまして、養護教諭と両方。
○内閣府委員 提出されておるのはよく存じ上げております。
○小牧委員 それならば若干それに関連しながらお伺いをしたいと思ひます。一般の教職員についてはここにいろいろ規定がございまして、私もそれについては後ほどいろいろ御質問申し上げたいと思ひますが、今こゝでは養護教諭と事務職員の問題だけについてお伺いをいたします。

私が出した学校教育法の一部を改正する法律案の主たる内容は、本則においては養護教諭も事務職員も各学校に必ず配置しなければならぬ、こゝうなつておる。ただし書きにおいて当分の間となつておるのを、もう相当期間が経過したとしておる現在、この辺でこのたゞし書きをはずして、養護教諭も事務職員も各学校に配置をいたしまして、学校保健の向上なりあるいは学

校事務の充実をはかつていくべき段階にあるのではないかと、こういう趣旨でございまして、そうなりますとこれを一挙にやりますとこれは相当多額の予算を必要といたしますので、私も大体これを三カ年計画をもつて順次充実をしていくことが最も妥当である、こういう内容の法律案を提案をいたしておるわけでありまして、この政府の方から出されました教職員定数の標準に関する法律案、これには第二案において「教職員」とは職員という中に、明らかに養護教諭も事務職員も規定づけられておるわけでありまして、私が申し上げたような問題をお作りになる際にどのようにお考えをなされたのか、まずその基本的な考え方を先にお伺いをいたしておきたいと思ひます。

○内閣府委員 事務職員と養護教諭につきましましては若干規定の立て方が違つておるのでございまして、学校教育法では二十八条に「但し、特別の事情のあるときは、事務職員を置かないことができる」といふことで、本質的に事務職員は置かなければならぬという考え方が、小さい学校その他につきましましては、置かないことができるという建前になつておる。それから養護教諭の方は、御承知の通り置かなくてはならないこと、百三条で、当分の間置かないけれども、こゝうなつておる。ちよつと立て方が違つておると思ひます。そこで御趣旨の点は、事務職員も養護教諭もいずれも置くことが原則でございまして、私も置かざるやうに努力するのが建前でございまして、この法律案を作り

ましたときに、現在小学校、中学校で五十人以上詰め込んでおる学級が十四万学級もございまして、この少し詰め学級を解消することがやはり当面の急務である、かように考へて、事務職員、養護教諭につきましましては、漸次必置制に向つて努力していくという考え方をとつたのでございまして。

○小牧委員 先ほど高村委員の御質問に対して、大體三十八年度までに十分な充実をしていきたい、こゝういふようなお話がありましたが、ただいまの養護教諭と事務職員については漸次これを増加したい、こゝういふやうに、これもまたきつめて明瞭を欠いておるやうであります、どういふわけで区別をされたのか、また区別をして考へておられるのか、お答えを願ひたいと思ひます。

○内閣府委員 私どもは何と申しましても、少し詰め学級の解消をしなればならぬという基本的な考え方、これを三十八年までに何とか五十人以上に持つていきたいといふのが第一の念願でございまして、それからその次に事務職員を充実した養護教諭も充実していききたい。養護教諭につきましまして、従来よりは三千名程度の増員を見込んだわけでありまして、それから事務職員につきましまして、十八学級以上には必置できるように措置をした。今後学校の統合の問題もございまして、一校が二校に統合されれば、十八学級から十八学級くらいは適正な規模だと考へておる、あまり小さなものは教育的にも好ましくないと思ひます。できるだけ無理のない学校統合を推進しながら、そしてできるだけ事務職員も、今この法案では十八学級以上としてあります

が、将来は十二学級に持つていくように努力したいと考えております。

○小牧委員 先ほど高村委員の御質問に対して、内藤さんがお答えになった中に、市町村の関係のものが、事務職員で四千七百人、それから養護教諭で三千三百人でございましたか。

○内藤政府委員 実は私も少し詰りまして、先ほど申し上げたように、大体小学校の場合でも少くとも五カ年ぐらいに解消したい。この考え方は、教員数が、今後は生徒が減少する段階にある、この生徒が減少する段階において、教員数を確保していくということが一つの大きなねらいになっているわけですね。ですから、この考え方と、今御指摘になった養護教諭につきましても、少くとも二万七千名程度の今後大増員をしていかなければならない。新しく養護教諭の二万七千名の増員というものは、これは財政上から考えてもおそらく数十億に上るだろうと思っております。それから、お養成の点から考えても、三カ年間でほとんど不可能に近いのではなからうか。現在養護教諭の養成は、わずかに年間五百人程度なんです。この財政上膨大な負担を伴うこと、もう一つは養成計画の点から、私は三カ年間に養護教諭を必置制にするということはほとんどむずかしいと考えております。

○小牧委員 それは解釈のいろいろな問題がありますし、確かにあるいは一挙にやることも無理であろうし、また三カ年という考え方について、あるいはまたいろいろお考えもあろうかと思っております。それから、立場によって違ってくる。しかし、初めにさかのぼって考えてみますと、確かに今度の法律案の中で、養護教諭も事務職員も一応

は形式的には増員をされることにはなっておりますが、しかし現実を見ますと、各学校に養護教諭、事務職員をそれぞれ一校に一人ずつ置くという建前をとるならば、両方ともそれぞれおそろく、私の調べたところによりますと、たしか二万五、六千名ずつがまだ不足いたしておるのではないかと考えております。これは申し上げるまでもなく、一校一人ずつ配置するという建前をとって考えた場合に、大体今申し上げたような数字がそれぞれ不足をいたしておる。そこでこれをどういうふうにして各学校に一人ずつ配置できるような方向に持つていくかということについて、先ほど申し上げた通り、無理のないように大体三カ年ぐらいでは何とかできるのではないかとこの意味で提案をいたしました。これを平均して三カ年というところで割ってみますと、大体八千数百人ずつが毎年増加しなければならぬ。これを五年ということであれば、これはまた少し減るわけでありまして、一応とにかく三カ年程度と計算をしますと、そういうような数字になるわけでありまして、従って政府の方において、先ほどは漸次と申されましたが、将来これを充実をしていくという、少くともこの方向をとられるとするならば、ここにこういって法律案を提案されるならば、明らかにいづつごろまではそういう不足数がなくなるといふものが、どこかに出ていなければならぬのではないかと。そういう数字から見ても、事務職員の場合とえば本年度七百人の増を見込んでおるといふことは、あまりにもこれは少い。しかもこれが市町村の身分から負担の段階にたかかわるといふよう

なものも含んでおるとするならば、なおさらこれはその数字が少くならなければならぬ。こういうことを考えると、なるほど口では漸次という不足数をなくしていこうというところのお考えがあっても、実際にこれをわれわれは確認することができぬ、こう考えますが、どうですか。

○内藤政府委員 御指摘の点も一つもでございますけれども、現在、今お述べになりましたように、事務職員でも二万五千ぐらい、あるいは養護教諭でも二万七千名、合せて五万という程度の増員を三カ年間にやることは非常に無理ではなからうか、おそらく数百億の財源を要すると思ふ、こういうことを申し上げたのであります。私どもはお考えの趣旨には同感なものでございまして、できるだけそういうふうにしたいというので、事務職員につきましましては、この法律では十八学級から置くように、こういう財源措置をしたのでございまして、一つは学校統合をいたしまして、できるだけ十二学級ぐらいにはせめて持つていきたい。十八学級を全部置くようになりまして、次の段階として十二学級から事務職員を置くように努力したいと考えております。

なお養護教諭につきましても、一応の基準で、これが小学校千五百人、中学校二千人といたしました。しかしこれもその充足されておらない府県がまだたくさんございますけれども、一応そこまで埋めて、将来さらにこの人数を減らして、御趣旨のようになされるだけ各学校に養護教諭、事務職員が置けるように、そういう努力を積み重ねてみたいと考えております。

○小牧委員 いろいろお考えはわかりますが、ただそのうちで、事務職員と養護教諭をそれぞれあと足りない二万数千名を配置するということになる、数百億円を要するというお答えがありました。これは私の提案した法律案の一番最後を見ても、明らかに今のあなたの答弁が間違っていることがわかると思ふ。本案施行に要する経費として、三十五年度末まで各年度約十億二千円の見込みである、この私ははっきりここに本案施行に要する経費として明示いたしております。ただしこれは国庫負担だけの金額でありまして、これを三カ年間にわたって十億二千円ずつでありまして、各年度それだけずつを新たに盛っていくということでありまして、三倍いたしますと三十億六千万円、あなたの今お話の数百億円とは大へんな違いである。これは私が自信を持って調べてここに提案をいたした数字でありますから、文部当局におかれましてはこれら一つ十分御調査を願いたい。ただし申し上げておきたいのは、これに伴う都道府県の負担も確かにそれはございす。しかし私はここに明らかに直接国庫が負担すべき金額を計算して出したわけでありまして、こういう前提に立つてもう一度申し上げるならば、もし三カ年が無理であつて、五カ年にわたつてそういう不足数を解消するといふのであれば、十億二千円はさらに少くなつて参る金額である。そういうことを考えますと、膨大な予算をもつて編成される国家予算の中で、この程度の金額を毎年新規に見込んで、そうして順次養護教諭、事務職員の配置状況を充実していくという問題は、必ずしも財政的に困難ではない、私はか

ならない、こういう意味で、私どもは最も妥当なりと信じて、改正案を提案いたしましたのであります。これについてもう一度内藤さんの御意見を伺てみたいと思ひます。

○内藤政府委員 実は私も少し詰りまして、先ほど申し上げたように、大体小学校の場合でも少くとも五カ年ぐらいに解消したい。この考え方は、教員数が、今後は生徒が減少する段階にある、この生徒が減少する段階において、教員数を確保していくということが一つの大きなねらいになっているわけですね。ですから、この考え方と、今御指摘になった養護教諭につきましても、少くとも二万七千名程度の今後大増員をしていかなければならない。新しく養護教諭の二万七千名の増員というものは、これは財政上から考えてもおそらく数十億に上るだろうと思っております。それから、お養成の点から考えても、三カ年間でほとんど不可能に近いのではなからうか。現在養護教諭の養成は、わずかに年間五百人程度なんです。この財政上膨大な負担を伴うこと、もう一つは養成計画の点から、私は三カ年間に養護教諭を必置制にするということはほとんどむずかしいと考えております。

○小牧委員 それは解釈のいろいろな問題がありますし、確かにあるいは一挙にやることも無理であろうし、また三カ年という考え方について、あるいはまたいろいろお考えもあろうかと思っております。それから、立場によって違ってくる。しかし、初めにさかのぼって考えてみますと、確かに今度の法律案の中で、養護教諭も事務職員も一応

なものも含んでおるとするならば、なおさらこれはその数字が少くならなければならぬ。こういうことを考えると、なるほど口では漸次という不足数をなくしていこうというところのお考えがあっても、実際にこれをわれわれは確認することができぬ、こう考えますが、どうですか。

○内藤政府委員 御指摘の点も一つもでございますけれども、現在、今お述べになりましたように、事務職員でも二万五千ぐらい、あるいは養護教諭でも二万七千名、合せて五万という程度の増員を三カ年間にやることは非常に無理ではなからうか、おそらく数百億の財源を要すると思ふ、こういうことを申し上げたのであります。私どもはお考えの趣旨には同感なものでございまして、できるだけそういうふうにしたいというので、事務職員につきましましては、この法律では十八学級から置くように、こういう財源措置をしたのでございまして、一つは学校統合をいたしまして、できるだけ十二学級ぐらいにはせめて持つていきたい。十八学級を全部置くようになりまして、次の段階として十二学級から事務職員を置くように努力したいと考えております。

ように考えておりますが、これについて内藤さんのお考えを承わりたいと思ひます。

○内藤政府委員 私が数億と申しましたのは、もちろん地方負担を含めてでございます。先ほどあなたが申し上げたように、養護教諭を新たに必置制にいたしますと、約三万ふやすわけでありまして、現在養護教諭のいるのが大体一万でございます。ですから三万と申しますと、養護教諭だけで三万人の増員になるわけでありまして、それから事務職員がまだおそく五、六千程度であらうと思ひます。ですから、これを必置制といたしますとやはり三万以上になるであらう。ですから最低六万程度を見なければならぬのじやなからうか。一人年額、ボーナスを入まして三十万円では足りないと思ひますけれども、かりに三十万円と見込みましても、二百億程度になるわけでございます。ですから、その半額をどうしても地方が負担するわけですから、地方負担の方は、これは交付税なり何らかの財源措置を別に要するわけでありまして、御指摘のように、直接国庫負担でございませぬけれども、間接的には国で財源措置をしなければならぬ経費でございます。こういう意味で私は数億と申し上げたわけでございます。ですから、それを一度に三千万でやるとか、あるいは五千万でやるといふことも非常に困難ではなからうか、こういう意味に私は申し上げたのでございまして、私どもは、五十年計画でまず第一に五十人以上のすし詰め学級を解消したい、これに最主力を置きまして、それから御指摘のように、養護教諭、事務職員も漸次必置制になるように

持っていくたい。これを五千万で打ち切られることは非常に無理ではなからうか。と申しますのは、五十年間にすし詰め学級の解消に精一ぱい努力をいたしたいということでありまして、その養護教諭、事務職員についても決して私どもこれを等閑に付しているわけではございませぬけれども、あわせて漸次充実して参りたい、かように考へておるのであります。

○小牧委員 ほかの問題はいずれまた御質問いたしますが、今の予算の問題ですが、どうもあなたの御答弁はよくわからないのです。私が申し上げたのは、各学校に一人ずつ配置するとするならば、大体養護教諭も事務職員も二万五千名くらいを増加しなければならぬじやないか。これに對してあなたはい、三万名という数字を出しておられますが、その数字をどうも、五千人以上の見込みの相違があるわけでは、私は二万五千名ということでは計算をいたしまして、ここに法律案を提案いたしましたのであります。大体私のここに書きましたのは、各年度新たに十億二千万円ずつ要る、従つてこれを養護教諭と事務職員に分けて考えたと五億円くらいずつ要る、こういうことになつて。従つて三千万年度で二万五千名をそれぞれ各学校に配置するといふこの態勢が完成するとするならば、これを累計しなければならぬから、先ほど申し上げた通り、最終年度には必要の経費としていよいよ三千万年度からの予算については、今の予算に比べて三十億六千万円ふえることになる。ただ先ほどあなたもお話がありましたように、直接の国庫ではないけれども、やはり国が財政措置をしてやらなければ

ばならない。都道府県の負担分もちやうどこれと同じような、あるいはこれよりは若干少い金額が見込まなければならぬ。従つて直接国庫が負担しなければならぬのは、これを一挙に三十三年度に充実したと仮定して考えた場合と同じであつて、三十億六千万円、これに對してあなたは都道府県負担分も入れて数億、こう言われるのであります。あえて私はこれをここで取り上げてあなたと論争しようとは思ひませんが、これは相当大きな計算の間違いだと思う。従つてこれはあとで一つ十分調べていただきたいと思ひます。ほかはどういうものを見込んでおられるのかそれはわかりませんけれども、あとで一つ計算をしてみようこととしたしまして、私は少くともそういう金額で一べんにやるとこれはなかなか困難だから、そういう金額であつても、それを三千万年度に財政措置をすれば、国が年々新たに財政措置をしなければならぬものは十億二千万円程度だ、こういう意味で申し上げておるのであります。そうするとそれは、三千万年度は無理だ、結論としては、あなたのお話は、財政事情その他で済む話の学級の解消を第一義に置くといふ建前がなかなか困難ではないか、こういうようなお話でありますから、その三千万年度という年限については、あるいは五千万年度にこれを軽減するような方法もあるわけでは。

それからまた学校教育法の百三条です。これは当分の間、こういう規定がある。これはいつまでたつても当分の間ということであつて、いつこの当分の間という文句がなくなるのか、こういうこともきかれて不明瞭です。こ

ういったものは法律の作り方としては私はいけないと思う。従つてできるだけ早くこういう不明確なものは取り除いて、そうして文部省としては漸次といふようなことではなく、大体昭和何年度くらいまでには養護教諭も事務職員も十分に配置するのだという明確な意思表示が必要ではないか、私はこういう意味でこの法律案を提案いたしておるのであります。なるほど当面すし詰め学級の解消ということも重要でありましよう。しかしまた学校教育法に明らかに規定されておるこれらの学校保健の問題、あるいは学校事務の充実も確かにこれは重要であります。だから多少そこへ軽重の度はあつても、この養護教諭と事務職員の問題についても、何らかのこに一つのめどを文部省としても置かるべきではないか。いつまでも「当分の間」といふことを繰り返しておくと、これはいけない、私はこういう考えを持っておりますが、これに對する内藤さんのお考えを最後に聞いて、一応私の質問は打ち切りたいと思ひます。

○内藤政府委員 御趣旨の点まことにござつともと思ひます。私もいづつまでも「当分の間」でこれを妨げておるといふ事情をなるべく早く解消したいといふ点につきましては、全く同感でございます。私どもはすし詰め学級の解消が大体昭和三十八年度には終る予定を持っておりますので、その後にはできるだけ早い機会に養護教諭と事務職員を必置制にするように努力いたしたい、この場合に一つは学校統合の問題もあわせて検討してみたいと思つております。あまり小さい一学級、二学級のところに事務職員、養護教諭も置くことになりまして、かえつて財政

負担が伴いますので、これらの点もあわせて十分検討したいと考えております。

○佐藤(観)委員長代理 次に文教行政に関し調査を進めます。質疑の通告がありますから、これを許します。福田昌子君。

○福田(昌)委員 内藤局長にお尋ね申し上げたいと思ひますが、実は内藤局長さんにはいろいろとすでに御迷惑をおかけ申し上げておる点でございまして、重ねて御迷惑をおかけいたしますことは非常に心苦しい次第であります。が、お許しいただきたいと思ひます。と申しますのは、福岡県朝倉郡杷木町に現存しております中学、つまり杷木中学と原鶴中学の二つの中学を統合して一つの中学にする、この中学の統合問題に關しましての紛争の事件でございます。この事件の経緯につきましましてはすでに十分御承知をいたしておる点でございまして、今日この統合問題にからみまして、すでに町側が建築を進めております地域に反対側の区民がすわり込みをいたしましたり、毎日々々区民総出で大体七、八百人の人員でこの建築をやめてもらいたいといふ運動を起しておりますし、また町議会に對しまして、町長に對しまして御反省を願いたいといふことで、区民あげての非常な騒ぎをいたしております。これに對しまして杷木町では警察を動員いたしまして警備に當つておる、こういう事態についての御尋ねでございます。この学校の統合問題につきましましては、経緯については十分御承知のことと存じますが、文部省にお願

い申し上げております筋合いとは実際は多少違ふ点もあるやに聞いておりますので、私が伺っております点を少しくお耳に入れて御質問申し上げたいと思います。

この中学の統合問題は、ちょうど一年前の三十二年の三、四月ごろから起つた問題と私も聞いておるのでございますが、この柵木町それ自体は、これも御承知いたしておられますように、柵木という従来の小さな町とその周辺にある三つの部落が一本になりまして、二十六年に柵木町として統合した地域でございます。統合いたしました村は、志波という部落と久喜宮という部落と柵木という部落が旧柵木町に合併いたしました大きな柵木町というものができ上つた次第であります。人口比から申し上げますと、志波、久喜宮を一〇〇、柵木を一二五、柵末を三五という比率で見れば、人口比が大体妥当な情勢にあるのでございます。柵木と久喜宮という二つの部落が中央部にありまして、その左右に志波と柵末という両部落があることになっております。ところがこの中学の統合という点に關しまして、ちょうど一年ほど前から町側は、各部落の区民には十分な相談なく、中学の合併を考えたようでございまして、文部省に補助金をいただくためにお願いいたしました書類は、五月十五日の町議会の決議を添えまして書類を作成し、中学統合に關しての補助金の申請をいたしておる次第でございます。ところが町側が申請いたしましたその町議会の議決というものは、実は後ほど伺いますと、これは架空の議事内容であつて、実際はそのときに会議を開いていな

かつたということが伝えられておるのでございます。しかも文部省に申請いたしました書類は、町議会ですういう御決定があつたと同時に、町民の各民がほとんどこれを了解して、円満裏に納得をしたという形に相なつておるようであります。そして新しい校地として御決定いただきました地域も、区民の円満なる了解のもとに候補地が大体決定したという内容であつたかのごとく伺つておるのでございます。ところが町側がこの書類作成の前後に考えました地域は、今申し上げました地理上の地点から申し上げますと、一番人口が少い柵末という部落の側に比較的利益で、人口が多い正反対の側にある志波という部落にとりましては、距離的にも非常に遠隔になる地域に、この統一した中学の候補地を選んでおつたのでございます。志波の区民の申しますことによりますと、この地域は非常に山岳地帯でございまして、一番端つこの志波の部落から、町が考へております中学に通うには九キロ以上を通わなければならぬというところに相なつております。この地域は、横り返し申し上げますように、でこぼこの山地でございまして、志波の方から直線を引きますと放射線状に学校の校地の方向に筋を引けば、いかに道が近いように見えるのでありますが、これは山地で、さういふ勝手に道路として使うわけにはいかない地形にあるわけでございます。従ひまして非常に遠回りをして、ぐるっと山のすその方を回つて、学校に行かなければならぬといふような地形からいたしまして、九キロ以上も歩かなければ新しくできる中学には通えない、こういう情勢に相な

るところもあるのでございます。従つて志波区民といたしましては、そういうところに学校を建てられたら非常に困るから、これは何とか考え直してもらいたいといふことを、昨年の夏ごろから猛烈に町議会及び町長にお願いをしておつたやうなことでございます。ところが町議会も、大勢は久喜宮に不利なところに地点をきめて、そのまゝ言を左右にして変更しようとしてない、町長もそういうことでこれに對して何ら話し合い、歩み寄りの態度を示さないという状態であつたのでございまして、従つて志波の区民は、これでは話が進まないからということで、福岡の県庁に参り、あるいは県の教育長にお願いに参つたのでありますが、そのつどいつも町の人も一緒に来る、町議会の人も一緒に参るといふやうなことで、志波の人たちの反対意見が絶えず口封じされるというやうな情勢にございました。なおこれではどうしても自分たちの反対の意見を聞いてもらえないから、文部省に直接お願いしようというので、昨年の夏切符も調達いたしまして、上京しようといつたしておつたのでございまして、そのやうさきに、やはり柵木の町議会の連中、町長の使ひの方が見え、上京はやめてもらいたい、文部省には十分反対の意見を申し述べて、文部省で御善処いただくやうにするからという話であつたのであります。かようなことで志波の人たちが、そういう不利なところに学校を建てられると困るから、何とか考え直してもらえないだろうか、なお現在ある中学をこのまゝしばらく使うやうにさしてもらえないか、町の財政上からも、今この二つの中学を統合して一

本にするといふことは必ずしも妥当でない、また自分たちの児童を通わせる地理的な条件としても、新しい中学では距離的に遠いから、考え直してもらいたい、もしどうしても一本にまとめた中学を建てるなら、もう少し志波の区民に有利な地点、つまり町が考へてゐるところよりも少し志波に寄つた地点に校地を選ぶやうに考え直してもらいたいといふやうな趣旨を主張して参つておつたのでありますが、その趣旨がいかれられませう、県会や県教育長に訴えますそのお願いの筋も封鎖されまして、文部省にお願いに出向かうとしても、それも機先を制せられるという形で昨年過ぎてしまつたのでございまして、その後ことしのお正月になりましたから、仲裁の方が入りまして、それじゃいつまでもこういう対立の状態、町長も少し考え直す必要がある、町議会も考え直す必要がある、また志波の区民も少し譲歩してというやうなことで、大体町が考へております地点より、志波の区民の方に三キロほど寄りまして、志波の学校の校地を決定したとどうだといふ御仲裁を、ある人のお骨折りでいただいたわけですが、その仲裁も、志波の人はそれでけっこうです、その地点であれば中学を建てていただいても、まあ自分たちの部落からすれば六キロ前後になるけれども、その程度ならけっこうですからというこ

とで了解したようでございまして、町長より、町議会がそういうことでは困るというので、この仲裁案を二月の中旬に決めたのでございまして、そのままで今日その町が一方的にきめました地点にどんな建築が進められ、大体四月一ばいで六教室を建てるというやうなわけでございまして、強引にそういう計画のもとに諸事万端進展しているという情勢にあるのでございます。従つてこれまでの志波の区民は、いろいろと懇便にお願いをいたしました、一向に聞き入れてもらえない、町議会も町長も全然反省がない、県の教育長は全く措手傍観して何らタッチしない。文部省にお願いしてある、県庁にお願いしてある、教育長にお願いしてあるといふことで、どうにも要領を得ない、これではどうにもしかたがないから、自分たちはこういう非民主的な町議会のあり方、町長のもとではついていけないからといふことで、分町手続をこの三月の中ごろとりましたのでございまして、ただいま分町手続をとりました上に、この中学の建築に對しまして、そういう建築を進めてもらつて、従来ある自分たちが使つてゐる原稿中学を閉鎖するといふことでは困るからといふやうな意味合いから、冒頭に申し上げましたやうな運動を起しているという情勢にあるのでございます。文部省に町議会よりお願いを提出申し上げております町長の作成いたしました書類とは、私が申し上げた内容は少し違ふかと存じますが、かような情勢でございまして、この点につきまして文部省当局の一その御配慮をお願い申し上げておきたいと思ふのであります。

私も最初にこれらの経緯につきましますお伺いしていただきたい点は、この柵木町の申請いたしました原稿中学と柵木中学の二つの中学を一本にして一つの中学にするといふこの統合につきましては、どういふお含みの上で御許可いただいたものか。その町

側が局長さんのお手元に御提出になり
ました書類はどういう内容であつた
か、かような点につきまして、まずお
知らせいただきたいと思ひます。

○内務府委員 私どもは学校統合に
つきましてはできるだけ円満に解決す
るよう指導しておりますが、また
距離の点でも小学校は大体四キロ、中
学校は六キロ以内という一般的な
指示をいたしております。この統合
自体は市町村の教育委員会できめるべ
き性質のものでございまして、文部省
が許可をしないとしないとかいう問題
ではございません。ただ文部省はこの
統合——校舎の建築費の助成を行なつ
ておりますので、この助成の關係に
つきましては都道府県の申請に基づき
ましては管理局の所管でございまして
、実は統合の補助金の問題について
のお尋ねでございまして、いづれ管理
局から責任のあるお答えができるかと
思ひますけれども、ちょっと今参つて
おりませんので、お待ちいただきたい
と思ひます。

○福田(昌)委員 市町村の教育委員会
で御決定いただいて中学を統合する
という御申請になったかと思ひますが、
私どもこの中学、小学校においても同
じでございまして、こういう統合問
題につきましては非常に御慎重に、地
元におきましては当然でございませ
が、文部省におきましても御配慮願
わなければならぬと思ひのでございま
す。問題は、この教育という文化的な
精神的な問題を中心にいたしました行
事が、納得のいかない形で強制される
ということ、教育の趣旨にも反する
ことに相なりますので、学校統合だけ

これはもう区民の十分な御了解と円
満な解決のもとになされなければなら
ないと思ひついでございまして、
この場合におきましては、その第一の
私どもが考えます基礎条件にすでに欠
けておると思ひのでございまして、市町
村の教育委員会が御決定いただきま
すにいたしまして、その御決定とい
うものを文部省はいずれの場合におい
てもその書類そのものをのみにされま
して、その書類のみで万事を処理なさ
るというふうにお取り計らいになつて
おりますか。

○内務府委員 この点は管理局から
局長なり担当の局長が参ると思ひま
すけれども、私どもは都道府県の教
育委員会の申請というものを一応尊重
しておりますので、道府県の教育委員
会で十分審査して御決定になったもの
と心得ておりますので、今御指摘に
なつたような事例がございすれば、
もちろんさらに調査して検討する必要
はあらうかと考えております。

○福田(昌)委員 文部省のせつかくの
御好意にもかかわりませず、各地方に
は地元のおそれの区民のお方の了解
を得ないで、いわば強行突破する、相
当ある区民には反対運動が起つてお
るというふうな統合問題が至るところに
出でおります。それは私が申し上げる
までもなく、局長さん自身十分御心配
なところとございまして、それゆえに
こそ昨日の新聞には局長さんのお言葉
といたしまして、各地方で小学校、中
学校の統合問題で非常な紛争が起つてお
る、そういうところには補助金を打ち
切るかもしれないというふうなお言葉
さえ出でおりますが、それほどに
いろいろな地域で紛争が続々と起つてお

ります。文部省のせつかくの御指示、
御指導にもかかわらず、こういう事態
があるというところはなほ遺憾でござ
いまして、全般の問題として、こうい
う事態に對しまして文部省としてはど
ういう御処置をおとりになるのか、こ
の点を具体的に伺ひていただきたい
と思ひます。

○内務府委員 私どもは学校統合の
問題は非常に重要な問題でありまし
て、児童、生徒に及ぼす影響もござ
いますので、十分慎重に村、地方民の御
協力を得、円満に解決されることを期
待しております。こういうよう
な趣旨で私ども從來学校統合に臨ん
では慎重に行つた指導をして参つた
のであります。御指摘の点につきまし
ては、私ども十分道府県の教育委員
会に調査をいたしたいと考えており
ます。都道府県の教育委員会が積極的
にこういう紛争の問題には立ち入つて
円満な解決に御努力願ひたいと思ひま
す。從來都道府県の教育委員会ははや
もすれば消極的に地元の紛争をながめ
ておつたようなきらいもなきにしもあ
らずだと思ひますので、こういう段階
につきましては、その他各県に相当
ういふ例が起つておられますので、積極
的に都道府県の教育委員会のあつせん
調停に期待をいたしまして、円満にい
くように努力いたしたいと考えており
ます。

なご管理局の方で出しております
ころの建物の補助金につきましては、
できるだけ円満な解決がつくまでは保
留するといふように管理局としても態
度をとつておられるので、管理局とも
十分連絡協議いたしまして、学校統合
の円満な推進に努力いたしたいと思

ております。

○福田(昌)委員 これでやめますけれ
ども、ただいまのお言葉はまことに適
切なお言葉でありまして、私ども大
へんそれがありがたいと思ひます。こ
が、実はお言葉を返すやうで大へん恐
縮なんです、私もこの問題に關しま
しては、ことしの初めから文部省に再
三お願いに参りました次第でございま
すが、文部省御当局におかれましては
忙しいこと、問題が各地域で解決し
ていくべき問題であるという行政上の
点からいたしまして、これは都道府県
の教育委員会ではさばいてもらわない
と、都道府県の教育委員会がしま
るべく善処するやうに文部省といたしま
してもそういう手配をいたしますから
といふようなお言葉をいたしました
いて参りました次第でございまして。と
ころが事態が一向に進展いたしません
し、私ども福岡県の教育委員会にどう
いう御指示をいたしたい、県の教育委員
会がどういう御発表、御報告があつた
ものやらなかつたものやら一向に——
せつかくの御配慮がなはだ失礼でござ
いまして、私ども問題の解決を渴望
いたしております者にとりましては、
はなはだはらはらしているやうな状
態でございまして。ただいまのお言葉を
返すやうなことで恐縮なんです、ど
うも県の教育委員会は傍観しておる
といふやうなお話がございまして、私
は県の教育委員会も傍観しておる、私
は文部省も傍観しておるのではないかと
いふことを考えまして、非常に遺憾に思
ひます。こういう事態が起りますのを
懸つて見ておられる。警察と区民とこ
れは大へんだといふやうやくおみこ

しを上げられるといふやうなことで、
それほどゆつくり落ちついてこれを考
えておられるやうな感じがいたしまし
て、私どもといたしましては非常に
この点につきまして心配をいたしてお
るわけでありまして。従ひまして教育委
員会がもつと傍観ではなくて積極的に
間髪を入らずにこういう問題の解決に
當つていただく、こういうやうに文部
省も御鞭撻をいただくやうな御措置を
私ども心からお願いする次第でござい
ます。まことに県の教育委員会にさ
うに伝えましてということだけいた
して一向に進展がございせんので、さ
らにお願いいたしまして、恐縮なん
で、この際追ひ詰められた状態に
ございまして、流血の惨事を起さない
前に、文部御当局としての御配慮を
いただきたいと思ひます。

○内務府委員 先生の御趣旨はよく
体しまして、十分指導の徹底を期した
と思ひております。

○福田(昌)委員 重ねてのお願いで
ございまして、私先ほど簡単に経緯を御
報告申し上げましたやうに、このケー
スは町会も無視し、町長も区民の意見
を無視し、県の教育委員会も無視し、
県庁も無視し、文部省も無視し、こ
ういふことによりまして一触即発の荒
い事態が起つておるのでございまして。順
序から申しますと、これは当然県の
教育委員会が調査すべきでございま
すが、ただいま申し上げましたやうに、
県の教育委員会は、どうも私ども希
望申し上げておられるやうには御配慮願
えない情勢にございまして、でき得ま
すならば文部省から直接、こうい
う一触即発の事態には調査員を差し向
ける、御調査をされるという御配慮が願

わしいのでございますが、この点はぜひ御配慮いただきたいと思ひます。

○内閣府委員 この間もこれは大臣から高津委員にお答え申しましたように、私どもはできるだけ調査をいたしまして、要すれば現地に人を派遣しても調査を十分にいたしまして、適切な解決に最善の努力をいたしたいと考えております。

○福田(昌)委員 このケースは、たびたび申し上げる通りに、ほつておきますと警察と両方でにらみ合ひの状態でございますから、非常に危険な状態でございます。このケースに對しまして、即刻文部省から御派遣いただきますようにお願い申し上げます。

○佐藤(觀)委員 長代理 閣連して高津正道君。

○高津委員 広島県三郡上板木小学校の統合について、やはり仮校舎を設け、仮教諭の資格のある人間を雇つて、新たに統合した学校へ行かないで、同じように机を持ち寄つて、運動場はないがやつておるわけなんです。早く調査に行つてもらいたいと思ひますが、いつ出かけるのですか。

○内閣府委員 高津委員のお話でございますが、私も即刻県と交渉しておりますが、県の教育委員会の態度としては、今円満解決に努力中で、円満解決の見込みがあるからと、こう申しておりますから、その成り行きを見今しております。もし事態の円満解決が延びますれば、即刻調査に参りたいと思ひております。

○佐藤(觀)委員 長代理 川崎秀二君。

○川崎(秀)委員 文部大臣に緊急に質問したいと思ひます。

それは、終戦以来一番大きな国際的行事を本年の五月に控えておるといふことであります。御承知のアジア競技大会は、五月の二十四日から神宮外苑を中心にして繰り広げられるわけでありますが、このアジア競技大会の開催の中心になるのは、先般文部省の非常な努力によつてできました国立競技場である。その隣に近く東京都の都営の室内プールもできまして、まずこの二会場が中心の地域になるのであります。最近きわめて遺憾なことには、三月三十一日をもつていわゆる売春というものが禁止になり、自來日本は新しい道徳の時代を迎えたわけでありまして、赤線を追われた女たちが、次第にこの国立競技場ないしは室内都営プールと隣接する有名な千駄ヶ谷の温泉マートの地帯に進出をしてきておるといふことの事実である。これに對しては、東京都もまた法務省あるいは警察関係も非常な取締りをしておるとは思ふのであります。アзия各国から青年が二千名近く集まつてきて、今度の大会を一つのバロメーターとして、国際オリンピックを招致し得るかどうかという、非常に重大な時期をわれわれは迎えておるのである。またアзия各地の青年に与える影響というものも重大視される折柄、あの付近一帯は、大体文教地区と言われているにもかかわらず、そういう付近に赤線から追われた女たちが入つてきて、そしてこれが近ごろの流行語で言う白線化するというようなことになれば、事態はきわめて重大だと思ふ。日本の名誉にも関するし、これらの問題について文部大臣として、事實は知つておられるのであり

ましようが、どういふ対策を立てて連絡をとられておるか。アзия大会の主催団体は、大日本体育協会、アзия競技大会組織委員会でありまして、結局は文部省に責任はかかつてくるわけでありまして、従つて文部大臣はこれらに對して、どういふお考えであるかをまず基本的にお伺いをしてみたいと思ふのであります。

○松永国務大臣 御指摘になりました。今度新たにできた競技場、まことに重要な仕事であります。ことに御承知の通りオリンピック招致委員会もできております。来たるべき国際競技場ともならなければならぬという場所でありまして、御指摘のようなああいう方面に風紀を乱すようなやからがたむろするといふようなことは、何が何でも一つ予防しなければならぬといふふうに考えております。

実はついで、三日前に、ある新聞にそういう説が出まして、ことにその旅館として予定されておる場所の付近に、そういう売春行為が行われるやうな危険を持っている人々が集まつておるといふやうなことが、写真つきで新聞にまで出ております。これはとてもないことであります。仰せになりましたように、このアзия大会がひいては次の国際大会に非常な影響をもたらすので、御指摘のそうした風紀の紊乱は、次の大会を非常に招致困難に陥らしめるおそれもあります。われわれ日本の名誉にかけても、そういうことは根絶しなければならぬといふふうに考えます。

この問題については、アзия大会組織委員会が御説のような問題について、いろいろ研究を重ねております。

従つてこの競技委員会のメンバー等とも協議をいたしまして、さらに法務省関係とも連絡をいたしまして、万全を期したいと考えております。御説の通りもしここで一つ誤ると、これは取り返しのつかぬといふやうなことになるので、十分その点は考えております。なお詳細の点は政府委員からさうに答弁をいたさせることにいたします。

○川崎(秀)委員 もう一問大臣に伺つて、それから政府委員にお伺いします。私も氣になったものですから、この間国立競技場からの帰りに、あの迎をすつと午前中ではありましたが歩いてみました。そうすると旅館の看板へ持つていって、横へ大きく、アзия競技大会選手大歓迎と書いてある。これはえらいことだと私は思ひました。温泉旅館が選手を歓迎するといふことはなしに、アзия大会があれば、新緑の東京は非常にいいところですし、全国から見物に相当集まる。これを自問してだと思ふのですけれども、一番重要な問題は、最近それを目ざして増築を申請しておるものが何十軒とあることです。よく調べてみると、文教地区という関係で、あの辺は昨年鳩森小学校の問題から、新規増築といふものは禁止されておるわけです。これは一つの手を打つたわけですが、増築といふことには何らの制限がない。この間あの辺の警察や保健所やPTAが一本になつて、都に對して何とか押えてくれといふことは言つておるそうです。しかしそれに対するはつきりした断定がまだ下らないのですが、こいうやうな問題は、一つ文部省としても国家的見地から取り組んで、ぜひその

増築を一時的にでも取りやめさせるやうな方法を講じたらいと私は思ふのであります。

それからもう一つは、この前の極東大会といふのはたしか昭和五年ころ東京で行われたと思ふのです。そのとき問題になったのは——日本の女性の浮薄性も多少あるのですが、フィリピンのあるハードルの選手と外苑の内部で深夜風紀を乱した。これの現行犯を見られた関係があつて、警察は當時はそいういふことに対して非常にきびしい時代でしたから、検挙されて大問題になつたのですが、この問題について一つ外苑一帯の街灯を明るくして——現在でもいろいろな問題が論議されておる折から、そのときに一そうこいう風紀紊乱といふものがほとんど公開的に行われるといふことであつては非常な問題ではないか。この二つの点について、ぜひ文部当局としても緊急な御対策を願ひたい、かように存するのがあります。これは大臣でなくとも、政府委員でもけっこうでありますし、政府委員からでもお答えを願ひたいと思ひます。

○日井政府委員 ただいまの川崎先生の御心配、まことにごもっともでありまして、これにつきましては、ただいま大臣から御答弁申し上げましたように、非常に注意を払い、また一つは心配いたしている点なのであります。そこでアзия競技大会組織委員会の方では責任を持ってそれに対するいろいろの方策を講じてつあるのでございまして、この点については文部省としてもすべての監督の責任がございまして、そこで選手に対しては、まず第一に宿舍と

の往復につきましては自動車を送り迎える。さらに選手団に対してもいろいろの注意や要望をして自衛をしていただく。また宿舎には一切外來者は入れない。そういうふうにするだけの措置をいたします。また一般の観衆といふは、大衆方面には、取締り当局に厳重にそういう点を取り締らせる、こういうふうにしたしたいと考えております。さらに宿舎でございまして、これは外來の選手に對しましては、男子は第一ホテル、女子は品川プリンス・ホテル、こういうことになっております。日本の選手に對しましては外苑の青年館を使用する、こういう予定になっております。また外來の方に非常に見張りになるような付近の環境につきましても、今御注意がございましたような御趣旨に基いて、取締りの担当の、たとえば警察方面とも十分連絡をとってやりたい。さらに文部省として考へべきことは、アジア各国から多くの選手ばかりでなく、おそらく観衆も參るであろう、またこういう盛大なアジア・オリンピック大会があるのですから、アジアばかりでなく、スポーツに關心のある諸外国からも見えるであります。このように際は特に日本人に對する評価をされる大きな機会でありまして、この際に日本人は、親切であり、また品性においてもあまり評価が悪くなくするようなことを、学校においてもさらに社会教育の面においても考へべきではないか。将来またオリンピック大会を招致するということになれば、よけいそういう点について注意をしなくちゃならぬので、そういう点についてもこの機会に一つ十分努力をいたしたい。

い、かように考へております。○松永國務大臣 政務次官から申し上げたことと関連して私は、今御指摘になりましたようないろいろな問題を非常におそれておる。従つて、これは文教地区というよりもむしろスポーツの殿堂として、青年たちの賛仰の的となつて、関係当局とも御指摘になつたような面の起らぬように連絡を緊密にとつて努力してみたいというふうに考へております。○川崎(秀)委員 文部大臣の意見にほとんど同感でありまして、私も将来国際オリンピック大会が来るときには、国立競技場、都立ブルのみならず、あの辺一帯をスポーツ・センターにすべきである、聖地にすべきである、これは全く同感なものであります。ただ現在あの辺を立ちのかせるということに對しては、財政的に非常に費用がかかるわけですから、現実のアジア大会には間に合わないということで、鳩森小学校付近の一帯は文教地区という意味合いから御質問を申し上げたわけでありまして。

文部大臣にも一つ伺つておきたいのは、今政務次官がお答えになりましたように、男子の宿舎は第一ホテルとしまつたわけですね。これは非常に便利だということ、今日日本にはオリンピックの選手村ができておらぬ。将来国際オリンピックを迎えるときには、ワシントン・ハイツを、それまでに駐留軍が帰れば第一候補地にすると、かあるいは朝霞ですか、あれを使うことがいいのじゃないかという話が出てくるわけなんですけれども、いずれにしても

でも今回はやむを得ず第一ホテルになった。そうすると、先ほどのお話はきつとその第一ホテルだろうと思うのですが、第一ホテルの付近が今一番夜の天使たちの出沒する場所なんです。あなたは庶民大臣で、つり皮にぶら下つてしゃちゅうお帰りになつておるようでしょ。でも、いつも新橋からお帰りますか。——新橋から帰りがけに一べん七時ころに行つてみてごらん。非常に出てくるのです。まさかあごひげを引つぱられるわけでもないだろうから。一べん見れば、これはアジア大会の主催者の一人として、非常に不適当だということは一目瞭然です。私はこれはぜひお願いしたいと思うのですが、それに対する対策、それから将来オリンピック村を、東京都と協力してでも、国際オリンピックを招致するとして、建設する意思があるか。建設をされると思つても、そういうことも具体的に考へておられるか。この二点を伺いたいと思つております。

それからついでに、法務省の方が見えておるとすれば、最近白線化する問題についてはどう考へになつておるか。だんだんストリート・ガールが多くなつてきておる。これを取り締まるということはなかなか困難な点もあるけれども、密集しておるような地帯は、やはりパリやロンドンみたいな相当狩り込みをやらなければならぬのじゃないか。従つて、第一ホテルを当面の目標とするに於いて、そうすれば防衛策を講ずることができるとは、これら点についてそれぞれ考へて伺つておきたいと思つて。

○松永國務大臣 国際オリンピック招致につきましては、文部当局といたしましていろいろな施設を十分確保もいたしておりますし、計画も立てております。ただ御指摘の通り、このアジア大会にはそういう施設はもちろん間に合いません。

御指摘の第一ホテルの近辺は、お話の通り私ももししゃちゅう行つておりました、変な女がたぐさんおるなと思つて見ておりましたけれども、これは川崎議員ならば向うから何とか言ひ寄つてくるかもしれない、(笑)私が寄つても何とも言ひません、(笑)私が行つても何とも言ひません、(笑)けれども変な女だということは一目瞭然でございます。これではいかぬなというところは考へております。こういう点は関係当局、特に法務省あるいは警察庁あたりいろいろな研究しまして、万全の策をとりたく存じております。

○竹内政府委員 お答え申し上げます。四月一日から売春防止法の刑事処罰規定の全面実施と相なりまして、全の赤線、青線の灯が消えましたことは、全く御同慶にたえないことでございまして。しかしながら問題はその後にあるわけでございまして、御指摘のように赤線、青線から、それがまた地下組織あるいは違った形の売春といったようなものに転化するような形勢が見られます。またわれわれ新聞等で目につきましますことは、今御指摘のような散婦が少しふえてきたんじゃないかというところがわかれるのでございまして。きのうの新聞でございしたか、売春防止法第一号の検査の報道がございましたが、現に若干そういう検査も見ておる状況でございまして。これに對しましては、特に今回の売春防止法の

一部改正が、主として売春防止法第五條のいわゆる売春婦の人の目につく形における勧誘行為というものの取扱ひについての改正法でございましたので、今後の取締りにつきましては、この種の売春婦の扱ひ方という点に特に重きを置いて、関係の警察等も十分連絡をとつておるでございまして。今いろいろ御指摘のありましたような文教地区における売春婦の出沒、その他外国人の出入りします新橋とかあるいは第一ホテル付近等におきます出沒、こういった問題につきましては、ただいま地検におきまして熱心にその対策を講じておる状況でございまして。そういうわけで私どもとしては完全実施に當りまして、有終の美をいたしますように、遺憾なきを期しておる次第でございます。

○川崎(秀)委員 もう一問で終わります。が、もう一つ私は心配なのは、こういう風紀対策とともに、今東京では、盛り場等では四、五人の不良少年が群れをなして、グループを組んで恐喝をするというような事態が非常に多いこととあります。二、三日も銀座から浅草等ずっと回つてみますと、その傾向が非常に顕著である。非常に憂慮すべき状態で、アジア大会の開催中にこういう事件、かりに殺傷事件などというものが起るといふことになれば、それだけで国際オリンピック大会は日本には来ないというふうには、私はほんとうに今から憂慮いたしておるわけでございまして。こういうものには、對する対策というものは、今どういう程度に進捗しておるのか。それからこれはやはり街頭を明るくすること、これが一つの対策で、銀座は三カ月ほ

ど前から表通りが非常に明るくなつて、そういう事件が少なくなった。これをはやり通すの潜在ホテルである第一ホテルの付近など、特に裏の方は考えていただいたらどうかというふうにも考えておりますが、それだけでなしに、東京都全体の盛り場というものの対する——全国はもとよりでございませうが、ぜひ恐喝ごろ等が多く発生しないように十分の御監視あつてしかるべきだ、かように今考えております。これに対する文部大臣並びに法務当局のお考えを承わります、私の質問を終わります。

○松永國務大臣 御指摘になりました青年層の不良化、まことにこれは困つたことだと思つておるのです。新聞にラジオにいろいろ報道されておる点を考えてみても、戦慄を感じるような気が持がいたします。しかしこれは何といたしまして、口ぐせのように私が申しております道徳教育の強化、これによつて学童の将来を導いていくというところ、さらに社会教育をもっと強化して、特に青年層、いわゆる青年学級、こういう組織を強化していく、さらにこれの指導を充実いたしまして、そして今までの野放図にやつておりましたこういう面を一つ嚴重に取り締らなければいかぬ、取り締まるというより、養育していかねばならぬというふうな考えでおります。御指摘になりました、このごろの緑日とか夜店という方面に不良の徘徊しておることは、目に余るものがございます。そういう面はいずれも社会教育の強化、充実をはかつていこうと思つておりますが、なおそういう方面の取締りについては、法務省の竹内政府委員から一つ

お聞きを願いたい。嚴重に取締りをやつていただくと同時に、取締りの前に、私どもは教化していきたいというふうな考えでおります。

○竹内政府委員 暴力追放は現内閣の大きな旗じるしでもございませうが、法務省におきましては、数年來、この暴力につきましては、終始手をゆるめず、に追及いたしておるのでもございませう。いわゆるやくざ、暴力団の事件は、その後も跡を断つておらないのでございませうが、この連中がだんだん職場を失ひまして、街頭にさらけ出されるという現状になつて参りました。これと相待ちまして、これらの年の若い、いわゆる青少年層が街頭に出てきて、いわゆるぐれん隊となり、それがまた高等学校あるいは中学校といったようなものにも影響を及ぼしまして、取り締まれば取り締まるほどそういう事件が多くなつてきているような現実でございませうが、これは隠れていたものが現れてきたというふうなことは私は理解しておりますのであります。かすに時日をもつてしんばう強く取締りを続けていかなければならぬと思つておるのでございませう。それにいたしまして、過去の数年間の経験に照らしまして、若干の刑法規定その他に不備な点があることを発見いたしましたので、今国会に刑法の一部を改正する法律案といたしまして御審議を願つておるのであります。一日もすみやかに成立せんことを希望しておるのでございませう。そういうことによりまして、なおこの上とも遺憾なき取締りを期していきたいと思つております。

○佐藤(觀)委員長代理 次に市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。質疑の通告がありますので、これを許します。高村坂彦君。

○高村委員 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案ですが、この内容は、大体先生たちの通勤手当と、それから校長先生の管理職手当の問題になつておるものであります。この通勤手当はどういう基準で出すことになつておりますか、それをまず伺いたい。

○内藤政府委員 通勤手当は、二キロ以上の者に対して最高六百元で打ち切る。六百元以内の者は実績で出す。それから自転車通勤の者は月百円を出す、こういう基準でございませう。

○高村委員 それでわかりましたが、教職員で、全国で大体その手当総額はどのくらいになりますか。

○内藤政府委員 御指摘のように住宅が緩和された事情におきまして、私どもでできるだけ教職員が学校の所在地に居住することが望ましいと思つております。で、これに対して時代逆行ではないかというふうなお尋ねでございませうが、実は通勤手当につきましては、すでに民間でも支給しておりますので、公務員全体に、通勤手当といううな名目で給与の改善をはかるということが一つの方法として考えられると思つてございまして、人事院で国家公務員にこういうような制度をしましたので、私どもは教職員につきましても同様な趣旨の均等をしたわけでありませう。

○高村委員 国庫負担が五億というところになるようでありませうが、これは大へんな額といへば額なんですね。私ども今日の学校の通勤の模様なんか見ますと、戦後はずいぶん家なんか不自由で、遠方から通わざるを得なかつた、こういうことなんですか、だんだん近くに住居も求められやすくなつていふところですか。そういうときに、通勤手当を今日の段階になつて特に出す——むしろ私どもは戦後住宅なんか非常に困難であつたときに出すのは、これは必要だつたと思つたのです。が、今日だんだん住宅事情なんか緩和されてくる、そういう時期になつて

出すというのはむしろ逆じゃないかというふうにも考える。それからまた、一面からいつても、先生が父兄とも接し、あるいは子供のめんどうを見るといふような点からいへば、なるべく学校の近くに住居を求めておつていただくことがいいのじゃないか。従つて通勤手当といつたようなもので、国費を五億使うよりも、同じ先生方を優遇するといふ意味で何か他に方法はないか、そういう点で何か議論になつたことがありますが、その結論がこうなつたのかと思ひますが、その経緯をもし納得いくようにお話しいただければ非常に仕合せだと思ひます。

○内藤政府委員 御指摘のように住宅が緩和された事情におきまして、私どもでできるだけ教職員が学校の所在地に居住することが望ましいと思つております。で、これに対して時代逆行ではないかというふうなお尋ねでございませうが、実は通勤手当につきましては、すでに民間でも支給しておりますので、公務員全体に、通勤手当といううな名目で給与の改善をはかるということが一つの方法として考えられると思つてございまして、人事院で国家公務員にこういうような制度をしましたので、私どもは教職員につきましても同様な趣旨の均等をしたわけでありませう。

それから校長の管理職手当の問題ですが、校長も公務員でございまして、管理職でございませうから、手当を出すことには私も反対ではございませうが、一体、今国家公務員でない他の公務員の管理職で、手当の支給というものがどういふふうな実情になつておるか。そういうものについての実情を一

つ聞かせていただきたい。

○内閣府委員 国家公務員につきましては、中央官庁では課長、部長、局長、次官には大体ついております。それから国家公務員のうちで、地方部局ではそれぞれ所長あるいは次長、場合によっては課長のついているところもあるし、大体、国家公務員についてはほとんど例外なく管理職手当は支給されております。ただこの場合に過去のいきさつがありまして、管理職手当は趣旨として、当初超過勤務の手当から振りかえたというような事情もございまして、超過勤務の方を出した方がむしろ優遇されておられるようなところもございまして、原則としては超過勤務手当を振りかえたわけでございます。そこで、国立学校につきましては超過勤務というものが教員になかったもので、国立学校の学長、学部長、病院長、研究所長等につきましては当初から管理職手当がなかったものでありますが、管理職としての職責にかんがみまして、文部省は、超過勤務とは関係なしに管理職手当の支給を長年要請して参りました、ようやく一昨年に学長、学部長、病院長、研究所長等につきましては支給をいたしたわけでございます。で、高等学校以下の校長につきましては、財政上非常な負担にもなりますので、そのときはしばらく保留になっておりましたが、最近金額を落して認めることにいたしましたわけでございます。管理職手当の支給率は、国家公務員は二五%、一八%、一二%という三段階をとっておりますが、高等学校以下の校長につきましては七%という率を新たに起したわけでありまして、これは昔特定郵便局長に七%の管理職手当がつ

いておったというようないきさつもございまして、七%という額にしほりまして、そういう点で、全体の財政との調和をはかって、管理職手当の支給をしたわけでございます。

なお、地方公務員につきましては、これは出しているところ、出さないところまちまちでございます。大体傾向としては出しているところが多いように承わっております。

○高村委員 大体わかりましたが、そこで校長は管理職であることははっきりしておりますけれども、職責の上から見て教頭も管理職だ、こういうふうに管理職手当を出すことについて何かお考えになりましたか。その点を一つお伺いしたい。

○内閣府委員 教頭は、学校教育法施行規則によって管理職としての地位を明確にいたしました。特に教頭は校長を補佐して校務をつかさどるわけでございますので、こういう点から、管理職という点につきましては私も疑いを持っておりません。で、教頭にも実は管理職手当の支給をいたすように努力いたしました。が、ことしの予算の編成途上におきまして、財政上の点もございまして、やむを得ず教頭につきましては落しましたが、今後教頭の管理職としての職責にかんがみまして、私もぜひ教頭にも出せるように、今後努力をして参るつもりでございます。

○高村委員 だいぶ時間がたちましたから簡単にいたしたいと思いますが、この義務教育の職員の処遇をだんだん改善していつて、そしてそういう方がは少年の教育に打ち込んでもらう、そう

いう点には国としても思い切った施策をやるべきだと思っております。そういう意味において、こうした、——これは必ずしも全体じゃございませんけれども、校長の管理職手当が出るとか、あるいは教頭の管理職手当が出るとか、こういうことになれば、将来みな校長にもなり、教頭にもなるという向上心を持つておられましようから、そういう意味において、大局から見れば、これは先生方の処遇の改善の一端にもなると思っております。

そこでそれに関連してちょっと私最近感じておりますことは、女子教員というものが占める率が非常に多いということです。私が伺ったところによりますと、小学校では全体の四五%は女子教員である。そうなりますと、義務教育が非常に向上するかどうかということ、女子教員というものが義務教育に對して非常に熱意を持ってくれるかどうかということが非常に深い関係を持つと私は思うのです。ところが實際問題として聞きますと、小学校の校長先生は二万人ばかりおられるのに、その中で女子の校長先生はその一%くらい、百十二名しかいない、こういうような状態です。これは實際能力等について、現状においてはあるいはそれともやむを得ないかと思いますが、しかし私は過般欧米の義務教育なんかを見ました際に、あちらの方では、やはり校長なんかも、小学校では女の先生が圧倒的に多いのです。そういうことを見ますと、日本でもやはり今後の指導なりあるいは向上心を持つてもらえば、女の先生も少しも男の先生に劣らないようになるんじゃないか。今日では教育委員会もまたあるいは父母もどうも

女の先生を喜ばない傾向があります。これはどちらに責任があるかわかりませんが、そういうふうなことで、やはりこれだけの率を占めている女の先生のほんとうの教育に対する熱情を沸かすということにもならないのじゃないか、こういう点で、私は女の先生の処遇を改善をし、そしてまた女の先生方が、たとえば退職についても、男の先生よりも三年も五年も早く退職をしいられるというようなことでなしに、やはり同等にやっていく、そして校長先生にもどんどんなっていく、こういうふうになれば、これはどちらが原因か結果かわかりませんが、日本の義務教育の向上発展のために資することが大きいんじゃないか、この点は今日の日本の義務教育を考える場合に、一つの盲点になっておるのじゃないか、こういうふうにご考慮しますが、一つ文部当局のこれに対する御所見を伺いたいと存じます。

○内閣府委員 義務教育の、特に小学校の教員の場合には、諸外国で女子教員が多いことも事実でございます。まして、従って校長が女子で占めている学校が多いようでございます。これはただいま申しましたように、大体小学校の教員の比率が女子の方が多いという結果にもよると思っております。こういう点では、日本ではまだ男子の方が多いという状況でございます。過去におきまして、私もよく教育しておられるだけ女子の教員を優遇して、女子の働く意欲を盛り上げるために、御指摘のように校長なり教頭にもっと進出していただきたい。それから同時に、退職に際しまして、男女の差別のないようにということもはくれぐれも私も

は指導して参っておるわけでありまして、形式的には差別をしないとしておりますけれども、實際的に今御指摘になったような事例も私どもは耳にしておるのであります。この点は遺憾に思っております。私どもとしては、能力のある限りにおいては、男女平等に扱うべきであるという基本線を堅持して女子教員の働く意欲をますます向上するように今後いろいろ施策を検討し、また努力して参りたいと思っております。

○高村委員 これで終わりますが、実は私は日本の義務教育の進展の上に、ただいま申しましたような女子教員の教育に対する熱情をもう少し持つてもらうような施策をやつてもらいたい。これは非常に大事なことで、ということ、私は最近実情を見て痛感いたしましたのです。文部大臣はこの問題に對してどういうふうにお考えになりますか。文部大臣の御意見を最後に伺いたいと存じます。

○松永國務大臣 高村委員の御指摘の通りです。私もむしろこうした義務教育に携わつておる先生方の優秀を論ずるわけには参りませんけれども、女子の人は男子の人に決しておくれをとらぬ。ことに義務教育に従事しておられる女の先生方があつて教えておられる、しつけをしておられる、そうした姿をながめて、私もよく教育しておられるところを見るのですが、ほんとうに子供の養育には、やはり女が一番いいような気持もする。ことに私も小学校だけは女の先生から教えてもらった。そして高等小学校は男の先生であつた。このごろこの職を奉ずるようになってから、女の先生あたりともよ

く接触し、教えふりあたりもよく拝見して、御承知の通り、これは何とかして優遇せなければならぬ。優遇というのが男子より優遇というのじゃなしに、男子と一つも違わないから、むしろ小学校の小さな子供を養育するのは、やはり適格性が多いような気持もする。でありますから、御指摘のように女の先生が早く職を引かなければならぬというようなことも私は間違つた考え方だと思っております。一つ御指摘の点あたりも大いに考慮いたしまして、そうした誤まつた結果がないようにやろうというふうに考えております。

○高村委員 最後によつと一言。大臣の御所見を伺ひまして私満足のします。実は高等学校なんかを見ますと、高等学校にはむしろ女の校長先生が相当多いのでございます。従つて私は女であるからということで教育の面において劣るとは毛頭考えない。今大臣のおっしゃつた通りだと思ふ。そういう意味で、女の先生の扱いが、原則的に男の先生よりも劣つた扱いをするというところにやはりそういう結果が出てくるのじゃないかというふうに考えますので、本日は文部大臣なり所管局長からもきわめて理解のあるお考えを伺ひましたから、どうかそれが全国の教員の人事管理、その他の上にも出ますように、今後御努力をお願いいたします。私の質問を終わりたいと思ひます。

○白井政府委員 ただいま女子教員につきましては高村委員からいろいろ適切な御意見、御質問がございまして、大臣また内藤局長から御答弁がありましたが、女子教員が男子に比べて父兄からも割合に歓迎されないという一つの

あれは、女子だと出産がある。そこでこの間ある婦人評論家との座談会に出ましたら、先生のストと産休はごめんこうむるという御意見があつたのです。が、しかしこの産休につきましては、法律で御承知のように、女子教職員の産前産後の休暇についての補充の規定があつて、必ず労働基準法による産前産後の休暇については補充しろという法律があるのですが、実際には、これは一応財政的には三千人くらい考えているのが、千七百人分くらいが実績に於いて国が負担しているというやうなことであつて、まだ余裕があるのに、行われない。そこに多少歓迎されないという原因があるかと思ひます。しかし能力においては、これは生徒も実際には女子がやはり半数もあるので、そういう意味からいっても、今後女子の教員のうちから校長先生がもっと比率の上で出てよいのではないか、こういう点につきまして、これは今度い

わゆる勤務評定をやれば、相当先生方の勤務の実績も出てくるので、私は相当そういう勤務の実績に基いた公平な処置ができるやうなことになるのではないか、かように考えます。一言つけ加えておきます。

○佐藤(觀)委員長代理 本日はこの程度にとどめます。

これにて散会いたします。

午後一時二分散会